

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水：ハザードマップ】

当町のハザードマップによると、遠賀川、汐入川、後水川、江川において、想定される最大規模の降雨が発生した場合（遠賀川：日之出橋上流域の12時間総雨量592mm、汐入川：遠賀川流域の24時間総雨量720mm、後水川：遠賀川流域の24時間総雨量720mm、江川：遠賀川流域の24時間総雨量720mm）、洪水により芦屋競艇場北西の一部で最大10m未満、その他山鹿地区の農地周辺、高浜町区、船頭町区、浜口町区の一部、芦屋東小学校周辺などで3m未満の浸水被害が予想されている。高浜町区、船頭町区には飲食業を中心とするサービス業の事業所が多く存在している。

【土砂災害：ハザードマップ】

雁木、大君、江川台の他、当町内には急傾斜地がいくつもあり、土砂災害（特別）警戒区域に指定されているところが点在している。

【地震：気象庁震度データベース、地震ハザードステーションJ-SHIS】

気象庁震度データベース（1919年以降）によると、当町では震度5弱以上の地震は起きておらず、2000年以降に震度4の地震が3回起きている。また、J-SHISによると今後30年間で震度5弱以上の地震が73.9%の確率で発生すると予想されている。

【その他】

一級河川の遠賀川は当町で響灘に注いでおり、町の北側は響灘に面し、中央を遠賀川が縦断している。そのため、高潮、津波、河川の氾濫にも注意が必要である。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 447人
- ・小規模事業者数 372人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	90	75	町内に広く分散
製造業	23	21	町内に広く分散
卸売業	12	11	町内に広く分散
小売業	91	77	町内に広く分散
飲食業・宿泊業	91	78	飲食業：高浜町、船頭町とその周辺に集中 宿泊業：海沿いに立地
サービス業	100	80	町内に広く分散
その他	40	30	町内に広く分散
計	447	372	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 芦屋町地域防災計画の策定及び防災マップの作成
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 防災行政無線の設置
- ・ 自主防災組織の設置に向けた取組みと同組織等による防災訓練
- ・ 水防計画、配備体制の毎年の見直し
- ・ 各種団体や法人との防災協定の締結

2) 当会の取組

- ・ リスク予防診断会の開催（福岡県商工会連合会専門職員等による個別診断）
- ・ 事業所 BCP に関する施策の周知
- ・ 事業所 BCP 作成指導の実施
- ・ 損害保険への加入促進（福岡県火災共済協同組合、町内損保代理店等との連携）
- ・ 防災対策用具の準備
- ・ 当会工業部会を中心とした災害時における応急復旧業務の応援に関する協定の締結

II 課題

芦屋町地域防災計画には、当会は、公共的団体・防災上重要な施設の管理者の一つとして、災害応急対策として、3つの事務または業務の大綱を担うことになっている。

①町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること

②災害時における物価安定の協力に関すること

③救援物資、復旧資材の確保の協力、斡旋に関すること

しかしながら、被災時に関係機関との役割分担や情報共有方法、協力体制の取り方などが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを有し、保険・共済に対する助言を行うことができる商工会職員も不足しているなど、人材面も十分とは言えない状況である。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 小規模事業者が災害リスクに備えるため、事業者 BCP の普及を行う。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 令和 4 年 3 月に見直しを行った「芦屋町地域防災計画」と平成 26 年 5 月に策定した「芦屋町新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発症時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の新しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和 4 年に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）

3) 関係団体等との連携

- ・ 東京海上日動火災保険株式会社、福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員以外の事業所も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介、事業者 BCP 策定支援等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・ 災害時における応急復旧業務の応援に関する協力事業所全体会議（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（洪水、土砂災害、地震等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策方針を決める。
(豪雨における例)
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、即座に情報収集が可能な場合には把握でき次第、情報収集に時間を要する場合には 3 日以内を目安に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

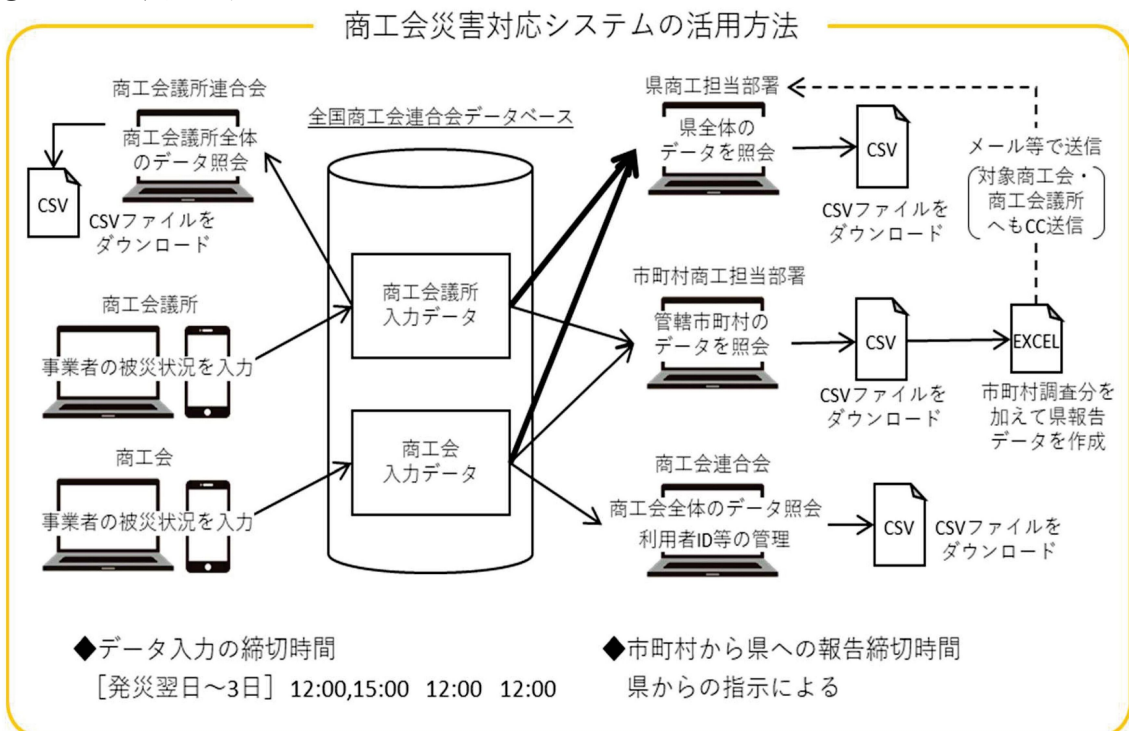
発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・当町で取りまとめた「芦屋町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

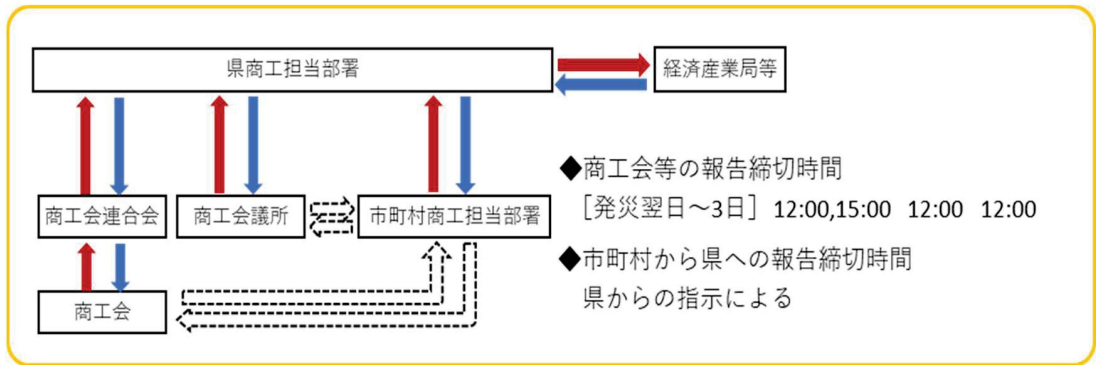
- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当町より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9.様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入例	被害箇所				被害状況		区分 (新規/修正/修正無)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	新規→前日報告に無かつた情報 修正→前日報告内容に修正を加える場合 実害無→前日報告内容から実害が無くなった
	○○郡○○町○丁目○	—	●●製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに前報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記して行ってください。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に前報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて前報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

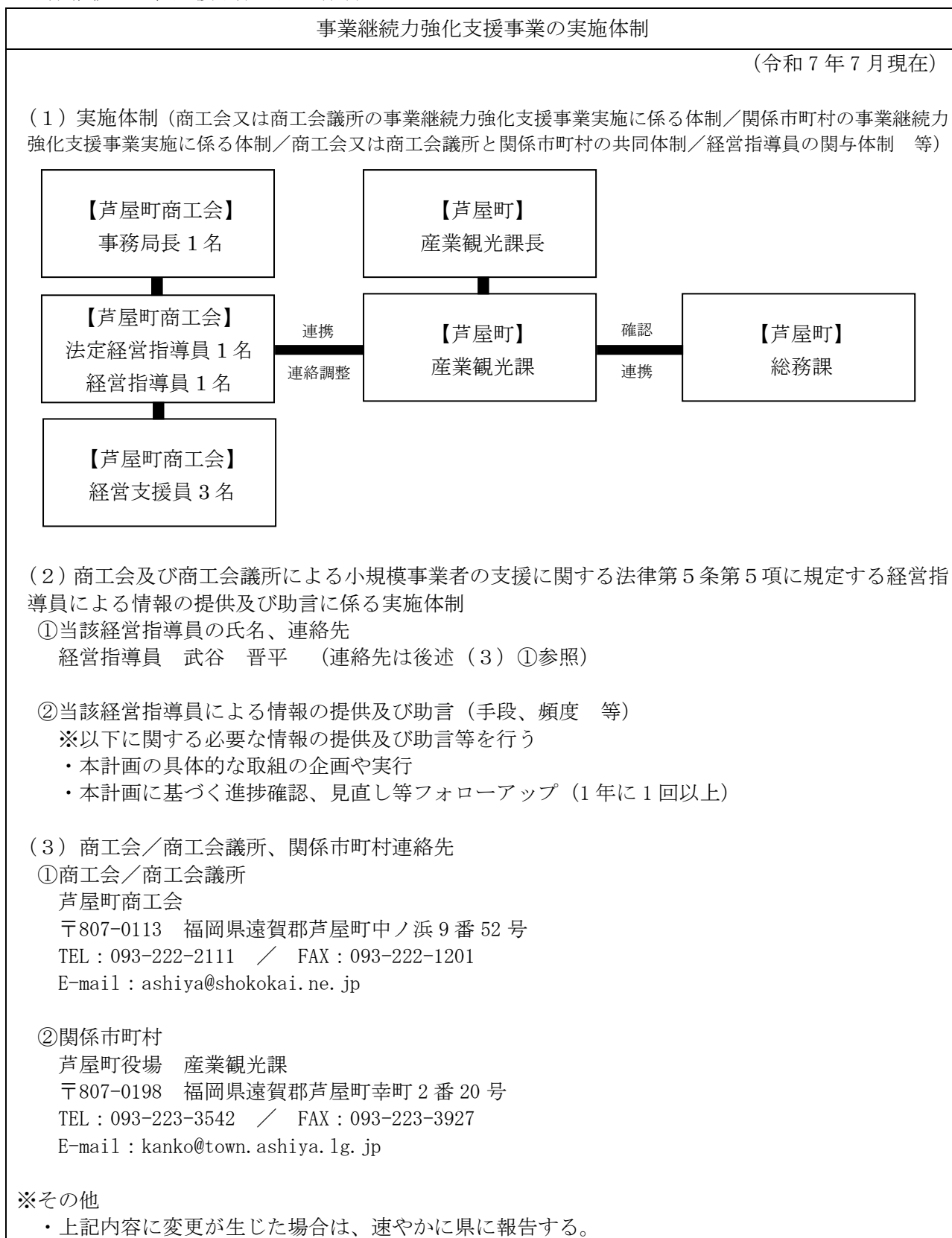
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	160	160	160	160	160
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	50	50	50	50	50
チラシ作成費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、芦屋町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
<ul style="list-style-type: none"> 東京海上日動火災保険株式会社 北九州支店 支店長：飯守 禪 所在地：北九州市小倉北区米町 1-5-20 北九州東京海上日動ビル 5F 電 話：093-521-9671 福岡県火災共済協同組合 理事長：花田 稔之 所在地：福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電 話：092-622-8071 		
連携して実施する事業の内容		
<p>①事業継続力強化計画策定等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京海上日動火災保険株式会社と連携して、事業継続力強化計画の説明とその必要性の周知を中心とした計画策定支援を実施する。 <p>②災害リスクの周知とその備えについての提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県火災共済協同組合又は東京海上日動火災保険株式会社と連携して、災害保険等の見直しや休業補償等の備えなど、各小規模事業者に合わせてリスク診断を行う。 		
連携して事業を実施する者の役割		
<ul style="list-style-type: none"> 東京海上日動火災保険株式会社 北九州支店 支店長：飯守 禪 所在地：北九州市小倉北区米町 1-5-20 北九州東京海上日動ビル 5F 電 話：093-521-9671 福岡県火災共済協同組合 理事長：花田 稔之 所在地：福岡市博多区吉塚本町 9 番 15 号 福岡県中小企業振興センタービル 8F 電 話：092-622-8071 		
	東京海上日動火災保険株式会社	福岡県火災共済協同組合
①事業継続力強化計画策定等支援	○	
②災害リスクの周知とその備えについての提案	○	○
連携して事業を実施する効果	事業継続力強化計画の説明とその必要性の周知を中心とした計画策定支援を実施することで小規模事業者等の自然災害への事前の備え、事後のいち早い復旧に効果が見込まれる。	災害保険等の見直しや休業補償等の備えなど、各小規模事業者に合わせてリスク診断を行うことで、自然災害等による経営への影響に備える効果が見込まれる。

連携体制図等

